

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則新旧対照表

現行		改正案																																																													
～略～		～略～																																																													
別表(第2条、第3条、第4条関係)		別表(第2条、第3条、第4条関係)																																																													
1号認定利用者負担額		1号認定利用者負担額																																																													
(略)		(略)																																																													
2号・3号認定利用者負担額		2号・3号認定利用者負担額																																																													
(略)		(略)																																																													
1～3 (略)		1～3 (略)																																																													
4 この表において入所児童の属する世帯が市町村民税非課税世帯、市町村民税均等割のみの世帯又は市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯で、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯の場合における利用者負担額は、同表の定めにかかわらず、次の表に掲げる額とする。		4 この表において入所児童の属する世帯が市町村民税非課税世帯、市町村民税均等割のみの世帯又は市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯で、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯の場合における利用者負担額は、同表の定めにかかわらず、次の表に掲げる額とする。																																																													
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)																																																													
1号認定利用者負担額		1号認定利用者負担額																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">階層区分</th> <th>利用者負担額(月額:円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>市町村民税所得割課税額が右の区分に該当する世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C3</td> <td>25,701円以上51,400円以下</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td>C4</td> <td>51,401円以上77,100円以下</td> <td>5,150</td> </tr> </tbody> </table>		階層区分		利用者負担額(月額:円)	(略)			(略)	市町村民税所得割課税額が右の区分に該当する世帯		C3	25,701円以上51,400円以下	3,700	C4	51,401円以上77,100円以下	5,150	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">階層区分</th> <th>利用者負担額(月額:円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>市町村民税所得割課税額が右の区分に該当する世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C3</td> <td>25,701円以上51,400円以下</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>C4</td> <td>51,401円以上77,100円以下</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table>		階層区分		利用者負担額(月額:円)	(略)			(略)	市町村民税所得割課税額が右の区分に該当する世帯		C3	25,701円以上51,400円以下	3,000	C4	51,401円以上77,100円以下	3,000																														
階層区分		利用者負担額(月額:円)																																																													
(略)																																																															
(略)	市町村民税所得割課税額が右の区分に該当する世帯																																																														
C3	25,701円以上51,400円以下	3,700																																																													
C4	51,401円以上77,100円以下	5,150																																																													
階層区分		利用者負担額(月額:円)																																																													
(略)																																																															
(略)	市町村民税所得割課税額が右の区分に該当する世帯																																																														
C3	25,701円以上51,400円以下	3,000																																																													
C4	51,401円以上77,100円以下	3,000																																																													
2号・3号認定利用者負担額		2号・3号認定利用者負担額																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="4">利用者負担額(月額:円)</th> </tr> <tr> <th>2号認定 保育標準 時間</th> <th>2号認定 保育短時間 標準</th> <th>3号認定 保育短時間 標準</th> <th>3号認定 保育短時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">市町村民税均等割のみの世帯</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">市町村</td> </tr> <tr> <td>C5</td> <td>60,700円以上</td> <td>6,650</td> <td>6,500</td> <td>8,050</td> <td>7,900</td> </tr> </tbody> </table>		階層区分	利用者負担額(月額:円)				2号認定 保育標準 時間	2号認定 保育短時間 標準	3号認定 保育短時間 標準	3号認定 保育短時間	(略)					(略)	市町村民税均等割のみの世帯				(略)	市町村				C5	60,700円以上	6,650	6,500	8,050	7,900	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="4">利用者負担額(月額:円)</th> </tr> <tr> <th>2号認定 保育標準 時間</th> <th>2号認定 保育短時間 標準</th> <th>3号認定 保育短時間 標準</th> <th>3号認定 保育短時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">市町村民税均等割のみの世帯</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">市町村</td> </tr> <tr> <td>C5</td> <td>60,700円以上</td> <td>6,000</td> <td>6,000</td> <td>8,050</td> <td>7,900</td> </tr> </tbody> </table>		階層区分	利用者負担額(月額:円)				2号認定 保育標準 時間	2号認定 保育短時間 標準	3号認定 保育短時間 標準	3号認定 保育短時間	(略)					(略)	市町村民税均等割のみの世帯				(略)	市町村				C5	60,700円以上	6,000	6,000	8,050	7,900
階層区分	利用者負担額(月額:円)																																																														
	2号認定 保育標準 時間	2号認定 保育短時間 標準	3号認定 保育短時間 標準	3号認定 保育短時間																																																											
(略)																																																															
(略)	市町村民税均等割のみの世帯																																																														
(略)	市町村																																																														
C5	60,700円以上	6,650	6,500	8,050	7,900																																																										
階層区分	利用者負担額(月額:円)																																																														
	2号認定 保育標準 時間	2号認定 保育短時間 標準	3号認定 保育短時間 標準	3号認定 保育短時間																																																											
(略)																																																															
(略)	市町村民税均等割のみの世帯																																																														
(略)	市町村																																																														
C5	60,700円以上	6,000	6,000	8,050	7,900																																																										

	得割課	72,800円未満				
C6	税額が	72,800円以上	7,900	7,750	9,500	9,300
	右の区	77,100円以下				
	分に該					
	当する					
	世帯					

5 (略)

6 特定被監護者等(政令第14条の2に規定する特定被監護者をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は、市町村民税所得割課税額が77,100円以下(2号認定及び3号認定にあつては、57,700円未満)であるときは、備考5の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども
その者の属する世帯が該当する階層区分の利用者負担額(備考4に掲げる世帯に該当する場合は、備考4に掲げる利用者負担額)に2分の1を乗じて得た額 _____

ア・イ (略)

(2) (略)

7 (略)

	得割課	72,800円未満				
C6	税額が	72,800円以上	6,000	6,000	9,000	9,000
	右の区	77,100円以下				
	分に該					
	当する					
	世帯					

5 (略)

6 特定被監護者等(政令第14条の2に規定する特定被監護者をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は、市町村民税所得割課税額が77,100円以下(2号認定及び3号認定にあつては、57,700円未満)であるときは、備考5の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども
その者の属する世帯が該当する階層区分の利用者負担額(備考4に掲げる世帯に該当する場合は、備考4に掲げる利用者負担額)に2分の1を乗じて得た額(市町村民税非課税世帯に属する支給認定保護者に係る支給認定子どもにあつては、0)

ア・イ (略)

(2) (略)

7 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の規定は、平成29年4月1日以降に行われた子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育について適用する。